

防府市農業委員会年額報酬支給事務処理要領

1 目的

この要領は、防府市農業委員会の委員等の年額報酬の支給に関する規則（令和2年3月31日防府市規則第16号。以下「規則」という。）第8条の規定により、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員（以下「委員等」という。）の年額報酬の支給の事務処理に関して必要な事項を定めるものとする。

2 農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に規定する活動実績に応じた交付金に係る委員等の活動について

規則第5条の活動実績の報告は、第1号様式「農地利用最適化業務等活動日誌」（以下「活動日誌」という。）により行うものとする。

3 実施要綱に規定する成果実績に応じた交付金に係る委員等の活動について

担い手への利用集積された農地のうち、農業委員会の活動による成果であることを確認する資料は次のとおりとする。

(1) 農地中間管理機構を利用しない利用権設定の場合

防府市農用地利用集積事業・利用権設定等の申出書（「今回の利用権設定の仲介を行った人」欄に委員等の氏名が記載されたもの）

(2) 農地中間管理機構を利用する利用権設定の場合

利用権設定申出書兼農用地利用集積計画（借入）（「農業委員・最適化推進委員」欄に委員等の氏名が記載されたもの）

4 年額報酬の支給事務処理について

(1) 委員等から提出された活動日誌に記載された活動のうち、規則第2条に規定する支給対象活動の日数を合計し、委員等の総日数を算出する。ただし、支給対象活動の日数が1ヶ月13日を超える場合、当該対象月の活動日数を13日として算入する。

(2) 当該年度に額が確定した活動実績に応じた交付金及び成果実績に応じた交付金の合計額から事務費を差し引いた額を、(1)で算出した委員等の総日数で割る。その額に、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(3) (2)の事務費とは、実施要綱別表の区分のうち委員報酬を除く区分に係る経費を対象とする。

(4) (2)で算出した額に、支給対象活動をした委員等ごとに、支給対象活動の日数を乗じて、各委員等の年額報酬を算出する。ただし、上限は非常勤職員の報酬、

費用弁償及び期末手当に関する条例別表第二のとおりとする。

(5)(4)で算出した年額報酬を、活動した年度の翌年度の5月末までに委員等へ支給する。

(6)年額報酬を支給してもなお農地利用最適化交付金に残金が生じた場合には、当該年度の委員報酬の総額から平成29年度7月20日以前の委員報酬の総額との差額以内に充当する

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年7月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

